〃　〃　〃　士別市下士別町から同市多寄町まで
〃　〃　〃　士別市多寄町から同市多寄町まで
〃　〃　〃　士別市多寄町から名寄市風連町西町まで
〃　〃　〃　名寄市風連町西町から同市字徳田まで

二　他の工作物の管理者の氏名及び住所
氏　名　ＫＤＤＩ株式会社　建設本部長　山森　誠司
住　所　東京都千代田区飯田橋三丁目一一番一一号

三　他の工作物の管理者が行う道路の管理の内容
「道路管理用光ファイバ等兼用工作物管理協定」及び「道路管理用光ファイバ等兼用工作物保守細則」に記載

四　管理の期間　平成二十四年十月十二日から本協定の存続する日まで

官庁報告

官庁事項

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第三十二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十八条第一項の規定に基づき、沿岸くろまぐろ漁業について、次のとおり指示する。

平成二十四年十一月三十日　日本海・九州西広域漁業調整委員会会長　橋本　明彦

1　定義

この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　「日本海・九州西海域」　漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第二十七条に定める日本海・九州西海域

(2)　「沿岸くろまぐろ漁業」　動力漁船によりくろまぐろをとることを目的とする漁業（漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」という。）第六条第三項に規定する定置漁業、同条第五項に規定する共同漁業、法第七条に規定する入漁権に基づき営む共同漁業、法第五十二条第一項に規定する指定漁業、法第六十六条第二項に規定する漁業、特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令（平成六年農林水産省令第五十四号）第一条第二項に規定する特定大臣許可漁業、同条第三項に規定する届出漁業、都道府県規則により都道府県知事の許可を受けて営む漁業及び法第六十七条第一項の規定に基づく指示により海区漁業調整委員会若しくは連合海区漁業調整委員会の承認又はこれら委員会への届出を要する漁業を除く。）

2　届出

(1)　平成二十五年一月一日から平成二十五年十二月三十一日の間に日本海・九州西海域において、沿岸くろまぐろ漁業を営もうとする者は、使用する船舶ごとに、平成二十四年十二月二十八日までに、別記様式第一号（漁業協同組合（以下「組合」という。）を経由して届出する場合にあっては別記様式第二号）による届出書に、漁船法（昭和二十五年法律第百七十八号）第十条による漁船原簿の謄本を添え、日本海・九州西広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）に届け出なければならない。ただし、届出書中、都道府県から、当該届出に係る船舶が漁船法第十条に規定する登録を受けたものである旨の確認を受けたときは、漁船原簿の謄本の添付を省略することができる。

(2)　前号の規定による届出をした者は、届出書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに、別記様式第三号により委員会に変更の届出をしなければならない。この場合において、当該変更の届出が船名又は船舶総トン数の変更に係るものであるときは、漁船法第十条による漁船原簿の謄本を添えなければならない。ただし、届出書中、都道府県から、当該届出に係る船舶が漁船法第十条に規定する登録を受けたものである旨の確認を受けたときは、漁船原簿の謄本の添付を省略することができる。

(3)　前二号の届出は、その住所の所在する都道府県ごとに、別表の上覧に掲げる道府県の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる委員会事務局（以下「事務局」という。）に提出して行うものとする。なお、別表の上覧に掲げる道府県以外の都道府県に住所を有する届出者は、主たる操業海域の道府県の区分に応じ、当該海域を管轄する事務局に提出するものとする。

3　漁獲実績報告書

(1)　2の届出をした者は、当該届出に係る漁業の当年の漁獲実績報告書を翌年一月三十一日までに事務局に提出しなければならない。

(2)　前号の漁獲実績報告書の様式は、別記様式第四号（組合を経由して提出する場合にあっては別記様式第五号）とする。

4　指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成二十五年一月一日から平成二十六年一月三十一日までとする。

別表

道府県名	委員会事務局及び所在地
北海道	新潟漁業調整事務所 （〒９５０－０９０９　新潟市中央区八千代１－５－１５）
青森県	
秋田県	
山形県	
新潟県	
富山県	
石川県	境港漁業調整事務所 （〒６８４－００３４　境港市昭和町一番地先）
福井県	
京都府	
兵庫県	
鳥取県	
島根県	
山口県	九州漁業調整事務所 （〒８１２－００３１　福岡市博多区沖浜町８－１）
福岡県	
佐賀県	
長崎県	
熊本県	
鹿児島県	
沖縄県	